

第50回宇都宮市都市計画審議会

平成23年2月14日(月)
午前10:00~
14A会議室

出席委員	1号委員 一木明委員, 小堀志津子委員, 青木格次委員, 小野口睦子委員, 森本章倫委員, 安藤英夫委員, 森賢一郎委員 2号委員 植松明男委員, 高橋美幸委員, 小林紀夫委員, 浅川信明委員 3号委員 井澤清二委員
代理出席	3号委員: 花塚貞夫委員(代理出席者: 桂俊昭委員) 杉山良治委員(代理出席者: 塚野重徳委員) (計14名)
欠席委員	加藤一克委員(1名)
出席幹事	吉澤信二幹事, 飯塚由貴雄幹事, 赤石澤亮幹事 池田潔幹事, 宇梶嘉修幹事, 田辺義博幹事 (6名)
事務局	田嶋実書記, 松野昇一書記 松本朝行書記, 森田浩書記 (4名)

田嶋書記

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ごさいます。

開会に先立ちまして、本日の会議資料について確認させていただきます。

資料としましては、事前にお送りしております、第50回宇都宮市都市計画審議会次第、第1号議案書、第2号議案書、説明資料、議案第1号として「上河内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（上河内都市計画区域マスタープラン）の決定について」（A3版 説明資料1、説明資料2）、決定までのスケジュール（A4版 説明資料3）、参考資料として栃木の都市ビジョン、第2次宇都宮市都市計画マスタープラン（概要版）がごさいます。

議案第2号として「宇都宮市景観計画の変更（案）について」（A4版 説明資料1）、「景観形成重点地区の指定に伴う宇都宮市景観計画の変更（案）について」（A3版、説明資料2）、「景観形成重点地区の規制の仕組み」（A4版、参考資料1）、「景観重要公共施設に関する栃木県の同意書」（A4版、参考資料2）、また、本日の配布資料としまして、景観形成基準の具体的イメージ（A3版、参考資料3）、以上の資料となっております。

不足のものがありませんでしたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、定刻となりましたので、「第50回宇都宮市都市計画審議会」を開催いたします。森本会長、進行をよろしく願います。

森本議長

みなさん、おはようごさいます。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

今日は景観形成の話ということで、審議いただきます。切りのよい第50回ということでごさいます。活発なご審議をよろしく願います。

それでは、はじめに、本会の成立について、事務局より報

森本議長

告をお願いします。

松野書記

はい、議長。本日の会議でございますが、現在出席委員は14名でございます。これは、当審議会条例第6条にございます「審議会は委員の過半数をもって開催する」旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。

なお、本日の会議の傍聴者はありません。以上です。

森本議長

事務局より、会議の成立について報告がありました。

それでは本日皆様のさまざまな見地からのご意見をいただきながら、効率的に会議を進めたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、早速会議次第に従い会議を進めてまいります。まず、当審議会条例の施行規則第3条に基づき、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、青木 格次（あおき かくじ）委員、森 賢一郎（もり けんいちろう）委員の2名をお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日の議題といたしまして、議案は2件となります。

この議案につきましては、平成23年2月7日付、宮都第319号、第350号にて市長から諮問がなされております。

審議内容は、開催通知でもご案内しております。議案第1号については、「上河内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定」であり、議案第2号については、「宇都宮市景観計画の変更（案）」になります。

付議案件の審議につきまして、改めて会議の公開、非公開を確認させていただきます。

本日の審議につきましては、公開とさせていただきます。よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

森本議長

ありがとうございます。

それでは、今日は傍聴人はいらっしゃらないということなので早速議事に入ります。

議案第1号「上河内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定」について、事務局より説明をお願いします。

田辺幹事

はい、議長。それでは議案第1号「上河内都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）」についてご説明いたします。

お手元の議案第1号冊子及び説明資料に沿ってご説明させていただきます。

それでは、説明資料1をご覧ください。

1の付議の理由であります。栃木県が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」いわゆる「都市計画区域マスタープラン」の都市計画を決定するにあたり、都市計画法18条により関係する市町への意見照会がありましたことから、審議会の意見を伺うために付議するものです。

2の「都市計画区域マスタープラン」とは、モータリゼーションの進展や少子高齢化などの社会情勢の変化を背景に、都市が郊外に広がるという都市化社会から安定・成熟した都市型社会へと変化していることなどに対応した都市づくりを進めるため、平成12年に都市計画法が改正され、新たに設けられた制度であります。

都市計画区域ごとの都市計画の基本的な方向を示すもので、県が策定するものです。

定める内容としては、1つ目は、何年までにどのようなまちづくりをしていくかという「都市計画の目標を定めること」

2つ目は「区域区分の有無を定めること」 区域区分とは市街化区域と市街化調整区域の区分のことで一般に線引きと言います。線引きをするかどうか、線引きする場合はその方

針を定めます。

3つ目は、土地利用、道路や下水道などの都市施設の整備、及び土地区画整理事業などの市街地開発事業に関する「主要な都市計画の方針を定めること」です。

3の県内における「都市計画区域マスタープラン」についてであります。線引き都市計画区域で3区域23市町、また、非線引き都市計画区域で21区域21市町で、定められております。

4の今回の見直し・改定についてですが、市町村合併などによりまして、都市計画区域の統合などを行い、線引き都市計画区域が、3区域、これは変わっておりません。非線引き都市計画区域が、15区域となっております。

そのうちのひとつが今回の上河内都市計画区域になります。

5の策定方針・位置づけ等についてであります。都市計画区域マスタープランは県が策定するものですが、策定に当たりましては、都市計画の専門家や、まちづくりの主体である市町の意見を聞き、栃木県全体の考え方を示した「栃木県都市計画区域マスタープラン策定基本方針」をあらかじめ定めまして、また、「とちぎの都市ビジョン」を踏まえまして策定されております。

6のとちぎの都市づくりと見直しの方向性についてであります。ひとつは都市づくりの方向性の概要は、資料に記載のとおりであります。

また、「とちぎの都市ビジョン」では、拡大成長型の都市づくりから、持続可能な都市づくり（集約型都市づくり）への転換が示されておりますので、その方針に沿って、区域の特性に合った考え方・取り組みを整理したものであります。

本日参考資料といたしまして、「とちぎの都市ビジョン」を配布いたしましたので、ご参照ください。

次に説明資料 2 をご覧下さい。

資料の左側は平成 16 年度策定の「上河内都市計画区域マスタープラン」の位置づけと概要をまとめたものです。

上にある、上位計画である「栃木県総合計画」に即しまして「上河内都市計画区域マスタープラン」が策定されております。

計画の体系上では、この「上河内都市計画区域マスタープラン」に即して「上河内町都市計画マスタープラン」が策定されるところでありますが、既に平成 14 年 3 月に策定されましたことから町のマスタープランとの整合性を図りながら策定されたものであります。

都市計画の目標につきましては、目標年次は平成 22 年で、良好な都市基盤の整備を進め、快適で活力ある都市の実現を基本理念としています。

区域区分の有無につきましては人口増加率や建築確認数の減少などの現状を踏まえまして、都市計画用途地域の指定を行い適切な土地利用を図れるよう努めていることから「区域区分は定めない」としてあります。

主要な都市計画の決定の方針につきましては、土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針や都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針などを記載しております

次に、右側のページになりますが、右側が今回ご審議いただきます「上河内都市計画区域マスタープラン」の位置づけと概要になります。

上位計画である「栃木県総合計画」及び平成 21 年 11 月に策定されました「とちぎの都市ビジョン」に即しまして「上河内都市計画区域マスタープラン」が策定されております。

この「上河内都市計画区域マスタープラン」に即して「宇都宮市都市計画マスタープラン」を策定するところですが、平成 22 年 4 月に策定しましたことから、市のマスタープランとの整合を図りながら県との意見調整を行ってまいりました。

都市計画の目標であります。本編では、1ページになります。目標年次は平成27年で、地域特性を生かした集約型都市づくり、地域公共交通を生かした交通ネットワークの構築を基本理念としています。

次の区域区分の有無につきましては、本編では、11ページになります。現在、人口はやや増加傾向にあるものの、農地法や農業振興地域の整備に関する法律、国土利用計画法、森林法などの他法令により土地利用の適切な規制、誘導が可能であることや、必要に応じて、特定用途制限地域の活用などにより無秩序な市街化の拡散を防止し、自然環境や営農環境の保全に努めることが現在可能でありますことから「区域区分を定めない」としております。

次に主要な都市計画の決定の方針につきましては、本編では、12ページから22ページになります。

(1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針は、既存ストックの有効活用と社会基盤の維持・継承に配慮した土地利用を図ることとしております。

また、(2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針、(3)市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針(4)自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定方針はそれぞれ資料に記載のとおりであります。

今回の改正点の特徴といたしましては、「とちぎの都市ビジョン」で示された「とちぎの集約型都市づくり」を受け、「地域特性を生かした集約型都市づくり」「交通ネットワークの構築」を基本理念に掲げたところでございます。

最後に説明資料3をご覧ください。

今までの策定の経過と今後の予定になりますが、ご覧のように非線引き都市計画区域である上河内都市計画区域と、線引き都市計画区域である宇都宮都市計画区域の策定スケジュールが違っております。先に上河内都市計画区域マスタープランをご審議いただくことになりました。

田辺幹事

左側の上河内都市計画区域マスタープランの案の周知につきましては、県の公報と市の広報紙、県と市のホームページにより周知を図り、平成22年11月4日から11月18日に素案の縦覧を実施し、縦覧者1名、意見申出書の提出はありませんでした。

また、2月2日から明後日の16日まで案の縦覧を実施中ではありますが、現在のところ縦覧者は2名、意見書の提出はございません。

以上で、上河内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

森本議長

事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から、ご意見・ご質問等をいただきたいと思えます。

高橋委員

マスタープランの中で、基本理念が集約型都市づくりと交通ネットワークの構築ということが今回改正になり、上河内は過疎地も多い地域でございます。ここに盛り込まれた、特に交通ネットワークの構築は今後最も重要な課題でございますので今回盛り込まれたということは、評価したいと思えます。特に過疎地の方から公共交通に対してはたくさんの意見が寄せられているところでもありますので、そうしたことを踏まえまして、この基本理念に盛り込まれたことは大変評価したいと思えます。今後もよろしくお願ひしたいと思えます。

森本議長

ご意見としてうかがうということではよろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

森委員

宇都宮市には、この非線引きと線引きと二つの都市計画区域が存在しています。そういう状況の中で、市の行政として、二つの都市計画区域のバランスや調和といったことはどのように考えていくのでしょうか

田辺幹事

はい、議長。ただ今のご質問ですが、都市の自然的状況や土地利用の状況などを踏まえまして都市計画区域が定められておりました。それに現在の4市4町の宇都宮都市計画区域とまた上河内都市計画区域がそれぞれ別であります。合併によりひとつの自治体になったということで、まちづくりといたしましては総合計画を頂点に率いて、宇都宮市都市計画マスタープランを策定したところであります。この都市計画マスタープランに基づきまして、一体的な都市としての整備、開発、保全を行っているところで、ちょうど二段階構想の計画体系となっておりますが、宇都宮市としての土地利用のマスタープランを持っておられますので整合を図りながら、そちらを中心に都市づくりについては進めてまいります。線引きにつきましては自然的な土地利用や社会状況、人口の移動などから進めるところでございますが、現在上河内都市計画区域につきましては、先ほどご説明しましたように人口はやや増加しているものの、他法令で市街地の拡大を抑制できることから過度な制限を行わない方がよいということから現在は線引きをしないこととなっております。ただし、先ほどの交通ネットワークについては、ユッピー号などさまざまな地域公共交通を実施しております。これにつきましては宇都宮市都市計画、特に宇都宮市の中での一体性を図りながら都市計画マスタープランに基づきまして整合のあるまちづくりを進めていきたいと考えております。

森本議長

よろしいでしょうか。私からも。ひとつの市の中に2つの都市計画区域があるということで、今ご説明いただいたように、過去からの経緯の継続ということもございまして、将来的に一体的な都市計画の運営ということでは都市計画法もそうですし、他の法令との調整を図りながら一体的にやるということと、実質的にはここだけが孤立するような形にはならないというご説明だったと思います。今回このような形で提案されてはいますが、将来的にはまた次のステップを踏む時にどんな形になるかということをも十分議論していく可能性があるのかなと思います。

森本議長 どうでしょうか、ほかに皆様からご意見ございませんでしょうか

田辺幹事 はい、議長。ただ今の補足であります。県のこのマスタープランの見直しは平成27年を目標としていますが、5年ごとの見直しが予定されております。今議長がおっしゃられたように、今後基礎調査などを踏まえまして、状況が変わりましたら次の見直しの時には線引きになるのか、一体とした都市計画区域に組み込むのかと、状況の変化を踏まえまして、またさらに検討されるというような予定でおります。今回の計画に関しては線引きはしないということで二つの都市計画区域に渡るとい形になります。

森本議長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ご意見・ご質問も出尽くしたようですので、お諮りしたいと思います。

議案第1号「上河内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定」について「原案どおり異存なし」としてご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

森本議長 それでは、「原案どおり異存なし」と答申することといたします。ありがとうございました。

続きまして、議案第2号「宇都宮市景観計画の変更（案）」について、事務局より説明をお願いします。

田辺幹事 はい、議長。それでは、第2号議案「宇都宮市景観計画の変更案について」、ご説明いたします。

まず、付議の理由ですが、景観法第9条により、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ都市計画審議会の意見を聴かなければならないとされております。

今般、現在の景観計画に景観形成重点地区等の追加を行う変更案を作成しましたので、議案として付議するものであり

ます。

ここで、議案の説明に入ります前に、景観形成重点地区の規制の仕組みについて、あらかじめ、ご説明させていただきます。

お手元の参考資料 1 をご覧ください。

景観形成重点地区の規制の仕組み「1 概要」ですが、景観形成重点地区は、宇都宮市の顔にふさわしい地区を「宇都宮市景観計画」及び「宇都宮市景観条例」に基づき、景観形成の方針やルール（色彩、デザイン、緑化など）を定め、重点的に景観づくりを進める地区指定制度であります。

次に、「2 景観形成に関する地区指定制度」であります。現在、市全域が景観計画の区域となっております。その中でも、特に「宇都宮の特徴を有し、本市の顔としてふさわしい地区」を「景観形成重点地区」として、また、「地域の住民自ら積極的に景観づくりを取り組む地区」を「景観形成推進地区」として指定を進めており、現在、「宇都宮駅東口地区」と「中里原地区」をそれぞれ指定しております。

次に、「景観形成重点地区の特徴」ですが、「3 の一般の地区と景観形成重点地区の規制の仕組み」の図解もあわせてご覧ください。

1 点目の特徴は、「全ての建築物等が届出対象となることで、きめ細やかな景観形成が図れる」ことです。

2 点目の特徴は、「不適合に対しては、景観審議会の意見を聴き、変更命令等や罰則を適用することができるため、良好な景観が保持される」ことです。

3 点目の特徴は、「景観計画に適合する修景工事に対する助成制度がある」ことです。

以上が、景観形成重点地区の規制の仕組みについての説明であります。

それでは、議案を説明をさせていただきます。

説明資料 1, 2 にまとめておりますので、こちらをご覧ください

ださい。

議案は、「宇都宮市景観計画の変更案」についてであります。

まず、趣旨ですが、宇都宮市景観計画の変更案について諮問するもので、変更の内容としては、次の3点になります。

1点目は、景観形成重点地区の指定について

2点目は、広告物景観形成地区の指定について

3点目は、景観重要公共施設の位置付けについてであります。

次の、「1 変更の理由」であります。今回、景観形成重点地区の指定を予定しております大通りは、県都・宇都宮を代表する目抜き通りとして、宇都宮の個性を活かした50万都市のメインストリートにふさわしい風格と魅力ある景観の形成が求められている重要な空間であります。

このような景観を実現するため、大通り全体を、駅西口地区、宮の橋地区、大工町地区、馬場地区、池上町地区の5地区に分け、大通り全体の統一感のある景観の形成と、各地区の特徴を活かした景観の形成を進めております。

このような中、池上町地区におきましては、平成20年度から22年度にかけて、地元商店街と県・市が連携を図り、店舗のファサード整備を実施し魅力ある景観の形成が行われたところでもあります。この景観を保全し、より一層の景観の形成を進めるため、当地区を先行して「景観形成重点地区」に指定するものであります。併せて、屋外広告物の許可基準を定めるため、屋外広告物条例に基づく「広告物景観形成地区」を同時指定するものであります。

また、大通りの道路部分につきましても、管理者である栃木県の同意が得られましたことから、「景観重要公共施設」に位置付けるものであります。

次に、「2 策定経過」であります。平成20年3月に、宇都宮市第5次総合計画を策定し、大通りの魅力アップを重点施策として掲げ、一方、地元におきましても、「池上町通り商店街景観形成計画」を作成し、平成20年8月から、平成

23年3月までの3カ年で、老朽化したアーケードを撤去し、「池上町通り商店街景観形成計画」に基づいたファサード整備を実施したところです。

このような景観形成の機運の高まりを受け、平成20年10月に、地元住民組織である「大通り景観づくり検討会」を設立し、ワークショップ等を行い、平成21年3月に、「大通り景観づくりの方針」を作成いたしました。

この方針の実現に向け、平成21年7月に、検討会に関係行政機関を加え、「大通り景観づくり推進協議会」へと推進体制を強化し、ワークショップや権利者への個別訪問などにより地元の方との意見交換を進めながら、「大通り景観づくり方針」を基に、景観形成重点地区の案をまとめてきたところでもあります。

なお、平成23年1月に「素案の縦覧」及び「公聴会」を実施したところ、特に、ご意見はありませんでした。

また、2月4日に「宇都宮市景観審議会」を実施し、異存なしの答申をいただいております。

次に、裏面に移りまして、「3 景観形成重点地区等の内容及び特徴」であります。詳細につきましては、A3版カラー刷りの説明資料2になりますので、こちらも合わせてご覧ください。

まず、「景観形成重点地区を目指す大通りの対象範囲」ですが、左下の図のように、駅西口地区から池上町地区の約1.6kmを対象に、現在、取組みを進めております。今回、地区指定する区域につきましては、図の一番左側の池上町地区です。詳細は、ページ右側の「(1)景観形成重点地区の区域」の図で示した範囲になりまして、シンボルロードから国道119号までの大通り沿道約250mで、道路境界から両側30mの範囲の面積約2.3haの区域となります。

次に、説明資料2の2ページ目に移りまして、「(2)景観形成の目標」ですが、大通り1.6キロメートル全体として「宇都宮のメインストリートにふさわしい風格と魅力ある景観の形成」を掲げております。

次に、「(3)景観形成の基本方針」ですが、まず、大通り

1. 6キロメートル全体の共通の方針を3点掲げております。

1点目は、「宇都宮の顔にふさわしい、まとまり(絆)を持ち、宇都宮としての個性と魅力を備える「軸」を形成する。」であります。

2点目は、「県都・宇都宮のメインストリートとして、みどり豊かな歩いて楽しい賑わいのある街並みを形成する。」であります。

3点目は、「大通りの歴史や文化を活かし、落ち着きと風格のある街並みを形成する。」としております。

これにより、大通り全体としての一体感ある景観を形成してまいります。

次に加えて「池上町地区」の固有の方針として、「懐かしさと温もりを感じる街・池上町地区」を掲げております。

これにより、池上町地区独自の個性ある景観を形成してまいります。

続きまして、「2 良好な景観形成のための行為の制限」になります。「(1) 行為の制限」ですが、こちらが景観形成基準にあたります。

こちらの基準につきましては、説明資料1に特徴をまとめておりますので、説明資料1をご覧ください。また、景観形成の具体的なイメージは、本日配付しましたA3版カラー刷りの参考資料3も併せてご覧ください。

資料1の2ページ目ですが、特徴の1点目は、「宇都宮らしい景観形成のため、建築物の外壁等へ大谷石の使用を定めたこと」です。具体的なイメージは、参考資料3の左上をご覧ください。

2点目は、「賑わいある景観形成のため、1階の壁面後退や開放的な造り等を定めたこと」であります。具体的なイメージは、参考資料3の左下をご覧ください。

3点目は、「風格ある景観形成のため、3階以上の屋外広告物に色彩制限を設けたこと」であります。

なお、宇都宮市屋外広告物条例の規定により、屋外広告物は許可を受けて掲出するものでありますので、景観形成重点地区の指定と併せて、宇都宮市屋外広告物条例に基づく広告

物景観形成地区に併せて指定し、この屋外広告物の景観形成基準を、広告物の許可基準としていくものであります。

これにより、景観条例と屋外広告物条例の連携及び整合性を図るものです。

4点目は、「調和した街並みを形成するため、平面駐車場に緑化と色彩制限を設けたこと」です。

5点目は、池上町地区になりますが、「地区の個性を創出する景観形成のため、建築物の色彩を暖色系に限定し、懐かしさを感じるレトロ調のデザインを取り入れたこと」です。具体的なイメージは、参考資料3の右側をご覧ください。

以上で、主な景観形成基準の説明を終わります。

引き続き、A3版カラーの説明資料2に戻りまして、2ページ右側「(3)届出対象行為」であります。中段の表のとおり、「建築確認が必要なものすべての建築物、工作物」を対象としております。

次に、経過措置についてであります。資料2の3ページ目、左側の下のピンクの枠に記載してございます。

景観形成重点地区指定の時点で、すでに建設されている建築物等につきましては、次の更新時に、景観形成基準が適用されます。

最後に、右側の「補足 マンセル表色系による色彩表現について」につきましては、マンセルの基本的な解説ですので、後でご覧いただければと思います。

以上で、説明資料2の説明を終わります。

なお、これらの内容は、本編の議案書では、変更(追加)箇所として、アンダーラインが引いてあります。

めくりますと目次になりますが、アンダーラインが引いてあるところが追加として変更になるところでございます。区域につきましては14ページ、方針は、35ページ、建築物等の基準が43ページ、屋外広告物の基準が49ページにそれぞれ記載してございます。

資料がいたりきたりして大変申し訳ございませんが、最初の説明資料1に戻りまして、A4版の2ページ目をご覧ください。

「4 景観重要公共施設」になります。まず、資料の説明の前に、景観重要公共施設制度について、ご説明いたします。

景観重要公共施設とは、道路や河川等の公共施設は、地域の景観に大きな影響を与えることから、地域の良好な景観形成の取組みとの調和を図るため、景観法に基づき、管理者の同意を得て、景観計画において「整備に関する事項」と「占用等の許可の基準」を定めることができるというものであります。

今回は、資料にありますように、景観形成重点地区と連携を図るため、大通りの道路部分を「景観重要公共施設」に位置付けまして、沿道と道路を一体的な空間として、県・市・地元住民が協働のもと、魅力ある景観の形成を進めるものであります。

次に、内容については、管理者である栃木県と協議を行いまして、県の同意を得た上で、景観計画に定めております。

栃木県の同意書の写しが参考資料2になりますので、ご覧ください。

景観重要公共施設とする大通りの位置につきましては本編では61ページに記載してあります。

具体的な内容につきましては、57～59ページに記載しております。

これら、景観形成の特徴については、先ほどの説明資料1にて説明いたします。

1点目が、宇都宮らしい景観形成のため、ベンチやバス停等への大谷石の活用を定めたこととあります。

2点目は、賑わいある景観形成のため、フラッグアーム付の照明柱の設置を定めたこととあります。

3点目は、まとまりある景観形成のため、道路付属物の色彩等の統一を定めたこととあります。

最後に、「5 今後のスケジュール」ですが、本議案について、ご審議をいただきまして、この後、3月に景観形成重点地区等の指定の告示を行いたいと考えております。

その後、6月に景観条例改正案を議会に提案いたしまして、7月から改正景観条例の施行を目指しております。

田辺幹事

なお、他の4地区、馬場地区、大工町地区、宮の橋地区、駅西口地区は、継続して取組みを進めてまいります。なるべく早い時期に決定できるように進めてまいりたいと考えてございます。

以上で、議案の説明を終わります。

森本議長

事務局からの説明が終わりました。それでは皆様から、ご質問・ご意見等をお聞きしたいと思います。

青木委員

駅東口の方は平成20年の10月から施行となっておりますが、これは同じような基準でやられているのでしょうか。説明資料2にあるような内容ですが。

田辺幹事

はい、議長。駅東口については平成20年に変更になっておりまして、本編39ページをご覧ください。

こちらは平成20年にご審議いただきましたが、ここではゾーンを4つに区分いたしまして、北部ゾーン、中央ゾーン、南部ゾーン、東部ゾーンという形で、それぞれ基準を定めております。その位置については13ページをご覧ください。

この駅東区域につきましては、ゾーン分けをしまして、それぞれのゾーンで特性に応じた規制、基準を設けてございます。その基準が先ほどの39ページになります。

北部ゾーンにつきましては高さ制限がございまして、それ以外につきましてはおおむね色彩の制限などです。よろしいでしょうか。

森本議長

他にいかがでしょうか。

一木委員

大通り全体の統一感ある景観形成についてはもっともだと思いますが、区域を5つの地区に分けるとするのは、統一的な景観形成するには分けずに一体としてとらえることは可能なことなのかどうでしょうか。

田辺幹事

はい、議長。やり方と申しますか、手順の方法としまして、全体をかけて先ほどの駅東のようにゾーン分けをしていくと

田辺幹事

というような考え方、またそれぞれのエリアに対して区域を決めていくという2つのやり方があるかと思います。当然好ましいのは全体を区域指定してそれをゾーン分けしていくというやり方であります。ただ、合意形成、地域との話の中でその進み具合に多少の温度差が、1.6キロメートルの中にありましたので、またそういうことから特に合意形成の済んだ池上町地区を先行して進めることで、その良好な取り組みを他に波及してさらに加速させたいという思いから今回先行して池上町地区をかけたということになります。ただし、これにかけるにあたりましては、全体の5地区で協議会を設立しておりますので、協議会の中では全体方針特に大通りの共通方針である3点につきましてはすでに合意されているところでもあります。ただ、詳細な基準につきましてはまだなかなか整ってないものですから、池上町地区が先行できたというような状況であります。以上です。

一木委員

要するに池上町地区が先行して、仮にうまくいけばそれは良好な波及効果として他の4地区に波及するということは当然期待できるだろうし、それを望んでいるんだろうとは思いますが、今の時点でこういう言い方すると大変申し訳ないのですが、仮にそれほどの成果があげられないときは逆にマイナス効果となって本来統一的にやらなければならないはずの景観形成作業が逆に失速したりという恐れがあるのではないのでしょうか。

田辺幹事

はい、議長。今のご指摘は確かにそういう方向も将来に向かってなので可能性としてはゼロとは言えないと思います。ただ、現在馬場地区などにつきましては特に再開発事業など地域で都市整備事業などがまた議論となっておりました、そういうものと景観が併せたような形で、合意形成について時間がかかるということで、他の事業も併せて良好な景観形成にいくよう協議会の中でさらにその議論は深めて、先ほど言われたマイナスのような方向へ行かないよう、行政もまた、協議会の中で議論を進めて行きたいと考えております。

植松委員

よろしいでしょうか。私は景観をよくすることはよいと思いますが、職業柄いろんな場所へおかげさまで研修へ行かせていただいております。宇都宮市は皆さんが考えているように、このきれいな景観をみなさまが求めているかどうかは別としまして、そういうものを求めているということに対して、宇都宮の顔、宇都宮の個性ということを考えるのならば、ある程度景観への規制は必要ですが、極端な規制は必要ないと考えます。といいますのは、都市というものは歴史を重ねるもので、今この時点でこの景観がよいとして統一して、果たしてこれが何年後何十年後、これが都市づくりとして正しかったかどうかはわからないわけです。ですから宇都宮の個性を尊重するなら、あえてそれほど規制をかけずに、まあ、重点地区となっておりますが、そうした方が都市の個性が出てよろしいのではないかと考えています。いかがでしょうか。

森本議長

これはご意見という形でよろしいでしょうか。景観に関してはいろんな方がいろんなご意見をお持ちだと思います。ここでは全体として景観計画にのっとって重点地区を決めて、みなさまの合意の中でこの地域のエリアの総意としてやるということですのでご理解いただければと思います。多様な意見があるというのは私も存じております。他にいかがでしょうか。

森委員

参考資料の1の景観形成重点地区の特徴ということで、「②不適合に対しては」の文章だけ読むと罰則を適用することができるため、良好な景観が保持されると強調されているように読めたので、先ほどの協議会の活用や住民、地権者の協力、合意形成そういうものをこういうところにも少し盛り込んだ説明が必要なのではないかと思えます。意見として述べました。

森本議長

そうですね。ご意見でよろしいですか。

安藤委員

説明資料の2ですが、現状と将来像のイメージの中で、樹木、いわゆる「緑ゆたかな歩いて楽しめる」ということで、

安藤委員

民間の施設の方には1階部分についてはオープンスペースにて、花や低木で緑化をおこないということになっておりますけれども、いわゆるこれは街路樹だと思いますけれども、この辺は逆に指定することで行政の方がこれを促進するということになるのかどうなのか、それがどういう形で指定した以上は進めていくのか、年度を決めてやるのかそのあたりのことをご説明願います。

田辺幹事

はい、議長。ただいまの街路樹につきましては、宇都宮市も緑の基本計画を定めまして、市全域の街路樹の確保や管理についても推進していきたいと考えております。その中でも特に大通りにつきましては先ほどの景観重点公共施設として県の方でもこれまで協議を重ねてまいりました。その中で県におきまして大通りの整備計画を持っておりまして、この中で街路樹というのも重要な施設として位置づけております。ただ、街路樹につきましては緑の確保とともに交通への配慮や、大きさの維持、適正な大きさを維持するような観点から大通りにつきましては、その管理計画、剪定の管理計画を定めた上で実施していくということで、基本みどり豊かな景観に配慮した、また緑の多い大通りを目指していくという風になっているところでございます。そういう趣旨を入れまして、景観重点公共施設として位置づけを行いました。

安藤委員

これが県なのか市なのかは別にしても、検討して進めていくという方向であるということですか。

田辺幹事

はい、議長。具体的な計画については本編の58ページをご覧ください。こちらの表の中の2段目になりますが、潤いを感じる緑の配置となっており、歩道部は高木で並木を形成し、並木により歩道が暗くならないよう、道路照明との関係に配慮するとともに、樹形を美しく整えるという記載の仕方になっています。また、並木の植栽柵内に常緑低木や花などの植栽に努め、中央分離帯にも植栽帯をできる限り設置するということが県におかれましても緑の確保に努めてまいるということになっております。市としては県道でありますので、市

田辺幹事

がここに直接街路樹を植えることはできないのですが、緑の協議会に見られますような、沿道の方と一体になってハンギングバスケットのようなそのような取り組みはこれからも進めたいと考えております。

森本議長

はいどうぞ。

井澤委員

県道につきましては現在大通りはとちの木が植栽されているのですが、大通りの全幅が30mあります。いわゆる震災復興でやった幅員なのですが歩道幅員が約4.5mあります。歩行者の数と自転車の数からするといっぱいいっぱいの幅員です。その中に植栽をするということは非常にバランスの問題で、今のバランスの中ですと道路空間としての植栽の大きさとしてはあまり大きくできません。県庁前にある大きなとちの木は道路空間上かなり無理をして入れているものになります。宇都宮土木として考えているのはある程度コンパクトな形にし樹形を整えた方が都市景観としてきれいだろうという判断をもっています。実際街路樹管理の方針としてマニュアルを作成し、3～4年かかると思いますが、ある程度高さをそろえ、幅をそろえコンパクトにそろえていこうという方針で臨みたいと思っています。あとひとつは自転車の通行空間と歩行空間とその中で植栽がどれだけ取れるのか、最後は調和の問題となるかと思しますので、その範囲の中で植栽計画をやっていければと思っています。余談になりますが、護国神社のところの歩道橋を4車線になることから架け替えるのですが、その色につきましても宇都宮市さんと相談し、景観計画に盛り込んである色に変えようということで、すでに調和のあるものに作り始めています。植栽は歩行空間との兼ね合いで制限がでてくるので、その中で調整していきます。

森本議長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

青木委員

説明資料の2ページの特徴に宇都宮らしい景観の形成のため建築物の外壁等へ大谷石の使用を定めたこととあり、とてもよいことだと思うのですが、この「らしい景観形成」とい

青木委員

うのに大谷石は大事だと思うのですが、もっと積極的な推奨するということにはできないのでしょうか。58ページにも出ていますが、花壇やベンチやモニュメントなどが出ていますが、点でしかおけないのでしょうか。面として利用する、たとえば歩道に敷きこんでいくなど、もっと大谷石あたりで宇都宮らしさを、もしテーマがあるのだとしたら、宇都宮らしいテーマとして大谷石をとりあげていただけたらと思います。景観形成をするときにテーマがほしいと思います。こういうテーマのもと大通りを作りたいというテーマというかキャッチフレーズがほしいなど、大谷石がよいのではないかと思います。積極的にならないでしょうか。以上です。

森本議長

これもご意見でよろしいでしょうかはい。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

植松委員

重点地区と関係はないのですが、宇都宮地区を全体を段階を追って景観形成していくということだと思うのですが、その中において、自転車専用道路について、田原街道を今日走ったのですが、かなり濃い青で塗られています。はたして景観ということを考え、また、自転車の感覚的なことを考えると、あれほど強烈な色でなければ自転車専用道路でなければならないのかと、どのように考えられているのかがいたい。

塚野委員

県警本部です。青色系という規制の基準が定められています。ただ、景観に基づく色ということで、黄色などを使わなければ配慮できるということになっていますので、景観に配慮した色をえらんでいくということは可能です。

田辺幹事

はい、議長。今の青色につきましても、機能として自転車専用帯として見せるための青という方向が国の指針でも出ております。ただ、青色の色彩に幅がございますので、その地域にあって機能とその景観、特に明度や彩度というものがありますので、機能を確保しながら、交通の安全性を確保しながら景観にも配慮できるかどうかということは、青色を実際

田辺幹事 塗る時に、交通管理者、道路管理者と協議していきたくと思います。

森本議長

他にいかがでしょうか。それではご意見・ご質問も出尽くしたようですので、お諮りいたします。

議案第2号「宇都宮市景観計画の変更（案）」について、「原案どおり異存なし」としてご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

森本議長

それでは、「原案どおり異存なし」と答申することといたします。

以上で本日の議事につきましては、終了致します。

続きまして、「3. その他」ですが、事務局から報告等ありますか。

松野書記

事務局からは特にございません。

森本議長

それではこれをもちまして「第50回宇都宮市都市計画審議会」を閉会いたします。

活発なご審議ありがとうございました。

第50回宇都宮市都市計画審議会

会 長

森 本 章 倫

議事録署名委員

青 木 格 次

議事録署名委員

森 賢 一 郎